

## 扶養手当の改定について

本市人事委員会の勧告内容に基づき、国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じ、16歳から22歳までの子に対する加算額を含め、国家公務員と同様の支給水準となるよう見直すため、次のとおり段階的に改定を実施する。

### 1 改定内容

(単位：円)

	R6.4 (現行)	R7.4 (経過措置)	R8.4 以降 (制度完成)
配偶者	6,500	<b>3,000</b>	<b>0</b>
子	10,000	<b>11,500</b>	<b>13,000</b>
16歳～22歳 の子にかかる 加算措置	6,000	<b>5,000</b>	5,000

※その他（22歳年度末までの孫・弟妹、60歳以上の父母・祖父母、心身に著しい障害がある親族）については改定なし

### 2 実施時期

令和7年4月から段階的に実施し、令和8年4月に完成